

二、全國勞働組合同盟運動方針書補正に關する件
意見の交換あり、大會宣言の骨子を中心として最近の情勢をとり入れて補正修正を加へる

三、消費組合運動に關する件
左記方法によつて開始すること

1、前同中央委員會決定の方法に基き全國勞働關係の職工會社を單位とした始めそれを地域的組合的に擴充して行く、その具體的方法としては先づ職場中心の購買部を組織し漸次街頭に及ぶこと

2、一應全國勞働の組織の線にそふて發展せしめる方針で行く關係上勞働組合の擴大強化を妨げる如き對立團體の組合員を包含しないこと

3、將來社會大衆黨を中心とする諸勞働團體に於て協同組合運動の發展を期しこれと協力すること

4、組合の日常闘争に關係する闘士はこの消費組合運動に直接責任ある地位に立たないやうにし適當な責任者を置くやうにすること

5、尙以上の方針に依り詳細なる方針の解説を機關紙其他によつて行ひ組合員に徹底を計ること

四、會計制度の確立並に統一方法具體化に關する件
大會決定の方針に基き一月より實行すること、その要點左の如し

1、同一會計手制度の勵行

八、全國的組織宣傳闘争に關する件

1、來春マーデー前の闘争として敢行する

2、特にインフレーション對策の方針によつて闘争すること

3、この運動の一形態として全國的遊説を行ふこと、各組合聯合會との打合せその他は主事一任

九、日本運輸の兩組合統一に關する件

1、日本運輸交通勞働組合及び日本運輸勞働組合は即時合同して新組合を結成すべし

2、東京聯合會は右決定の實現に努力すべし

附 關家博君は兩運輸合同運動並に新組合との關係を遠慮すべし。尙本決定の通告委員として菊川、山口の兩君を擧ぐ

十、インフレーション對策に關する件

1、來春の闘争の中心題目として闘ふこと

2、内部に對しては來春早々闘争指令を出すこと

3、對外的には本委員會の名を以て政府當局及び全國産業團體聯合會に對して要請並に抗議すること

政府並に全産聯訪問は明後二十一日午前とす、抗議文案起草は河野委員長に一任

第三回中央委員會

日時 第一日昭和八年七月二十六日正午——午後六時、第二

2、一定の會計形式を決定し、定期的に會計報告を徴収すること

3、同盟本部及聯合會に會計會議を設置すること

4、會計細則を各組合に充分に徹底させること、特に同盟費滯納に對する處置及機關紙配布の點を嚴格にすること

五、全國勞働本部闘争基金五千圓募集に關する件

別紙印刷の趣旨書及方法に依り一月より實行すること

尙各聯合會及び地方組合に於ては一定の責任額を決定してこれにより積極的に支持協力する。(内定額省略)

六、團體協約運動に關する件

1、全國勞働運動方針書所載の趣旨に基き團體協約運動を積極的に利用すること

2、その具體的方法としては實力を通過しての團體協約の獲得を原則として可能であると看做し、獲得して行

七、社會立法對策委員會運用に關する件

第一回中央委員會に於て設置を見たる本委員會を左記の方法によつて運用すること

1、數人の委員に原案を作成して各委員に廻附し、來年早々同盟としての統一の案を作成すること

2、右の案出來次第關東、關西に於て別々に委員會をもち同盟の社會立法對案を決定すること

3、決定次第パンフレット其他によつて發表すること

日 同二十七日午前十時——正午

會場 第一日中之島中央會堂集會堂、第二日全國勞働大阪聯合會會議室

出席者 河野委員長、菊川主事、鈴木關西事務局長、中央委員

員 茅野真好、天滿芳太郎(以上東京)、山口常次郎、井上良

二、鶴五三(以上大阪)、高橋松次(兵庫)、部長及び主任、高橋涉(東京)後藤貞治、桑島南海士(以上大阪)

議長 河野委員長、書記 矢野武雄

△報 告

一、會務報告(菊川)

二、各部報告(菊川)

三、特殊事項報告(菊川)

四、關西事務局並に關係地方情勢報告(鈴木)

五、東京聯合會(茅野)

六、日本紡績勞働組合(山口、茅野)

七、其他の組合及地方情勢報告(菊川)

八、會計報告(菊川)

九、全國勞働本部闘争資金五千圓募集運動の報告(菊川)

十、右の報告に對する質疑應答

所謂全勞統一會議對策、函館地方勞働組合協議會の現狀、反ナチス運動對策、日本勞働組合會議第六回(擴大)執行委員會決定の地方協議會準則、社大黨轉換期政策等に就て質疑應答あり